

様式第2号

令和元年7月1日

日本公認会計士協会
会長 関根愛子 殿

事務所所在地 名古屋市中区金山1丁目12番14号

監査事務所名 監査法人 東海会計社

代表者の役職と氏名

代表社員 狩原徳充



上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書

当監査事務所は、上場会社監査事務所部会登録事務所規約第2条に掲げる以下の義務を履行することを誓約いたします。

- 一 当監査事務所の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続を遵守すること。
- 二 使用人その他の従業者に対して、前号を遵守するよう、適切に指導監督すること。
- 三 会則第127条第2項に規定する名簿等、会則第129条第2項の誓約書、上場会社監査事務所登録規則（以下「規則」という。）第5条の登録事務所概要書及び品質管理システム概要書における必要事項並びに公認会計士法第28条の4第1項（同法第16条の2第6項において準用する場合を含む。）又は同法第34条の16の3第1項の規定により作成する説明書類の開示を受け入れること。
- 四 会長が、会則第128条第2項又は第128条の2第3項の規定による登録を認めない決定、会則第131条に規定する措置又は会則第132条若しくは第133条に規定する取扱いを通知したときは、当該措置又は取扱いを受け入れること。
- 五 会則第131条第2項第二号の措置が講じられた場合には、遅滞なく、当該措置に対応する継続的専門研修の研修履修計画書を作成し、これを品質管理委員会に提出するとともに、監査業務に従事する当監査事務所所属の会員等が当該研修を履修するよう、適切に指導監督すること、及びその履修状況等について、履修予定年月経過後遅滞なく研修履修状況報告書を作成し、これを品質管理委員会に提出すること。
- 六 会則第135条の規定により不服申立をした場合において、品質管理委員会等本会の関係者に故意又は重大な過失がないときは、不服申立が認められたとしても、損害賠償請求権を行使しないものとすること。
- 七 規則第8条に規定する登録抹消の届出等、規則第9条に規定する定期報告及び規則第10条に規定する変更報告を品質管理委員会に提出すること。
- 八 上場会社と新たに監査契約を締結した監査事務所（監査契約を締結している会社が新たに上場会社となった場合を含む。）は、会則第128条第1項の規定により、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請すること。
- 九 品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が会則第5条に規定する本会の事務所において、口頭による説明及び勧告を行う旨の通知があった場合は、これに協力すること。
- 十 品質管理委員会規則第7条第1項に規定する検査結果通知書の写し及び同条第2項に規定する報告徵収命令に係る全ての報告書の写しを品質管理委員会に提出すること。
- 十一 品質管理委員会規則第5条の2第一号から第三号に定める場合を除き、レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書の第三者への開示はこれを行わないこと。
- 十二 前各号のほか、関係規定において課される全ての義務を履行し、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に全面的に協力すること。

以上